

かながわ食育推進県民会議設置要綱

(設置目的)

第1条 健全な食生活を実践できる人間を育てるための食育に関する取組を県民とともに推進するため、「かながわ食育推進県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 県民会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 神奈川県食育推進計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 計画の実行に関すること。

(構成員)

第3条 県民会議は、食育に関する学識経験を有する者等から選任した者30名以内で構成する。

2 県民会議の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は3年とし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 県民会議に会長1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、県民会議における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第5条 県民会議は、知事が必要に応じて開催する。

2 知事は、必要があると認めるときは、県民会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 県民会議の庶務は、健康増進課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月26日から施行する。
- 2 県民会議の最初の委員の任期は第3条第3項の規定にかかわらず、県民会議の最初の設置の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。